

# LPガスボンベの流通

県内4か所(大内田産業含む)

## ④容器検査所

- ・容器再検査を実施
- ・合格したものに刻印し、充てん所へ戻す

容器再検査



## ②充てん所・配送センター



※大きな販売店は、自社で充てん所も所有している。

充てん期限が切れたもの



容器往復



ガス販売



## ③ガス卸

- ・ガス充てん
- ・回収・配送
- ・保安業務

委託

## ①LPガス販売店



## ⑤消費者

ガス販売

- ・通常LPガスボンベは「②充てん所」と「⑤消費者」の間を行き来している。
- ・充てん期限は原則5年。期限が切れたものは、「④容器検査所」にて容器再検査を受け、充てん期限を延長する。

※「充てん期限」…法律上の制限であり、ボンベそのものの使用期限ではない。

- ・容器の所有者は販売店の場合が多い  
(容器を充てん所に預けている形)
- ※配送センター側が所有している場合もある